

經濟水道委員會

説明資料

平成 2 8 年 3 月 1 5 日

市 民 經 済 局

目

次

頁

1	天守閣の整備検討の内訳	1
2	名古屋城天守閣整備検討業務委託	1
3	天守閣整備にかかる今後の想定スケジュール	2
4	平成27年度における総務省との起債協議にかかるスケジュール	3
5	天守閣木造復元における建築基準法の適用	4

《添付資料》

名古屋城天守閣整備検討業務委託入札公告等

タウンミーティングの議事録（概要）

1 天守閣の整備検討の内訳

(単位：千円)

区 分	内 容	金 額
市民向け報告会	天守閣整備の現状や課題、過去の調査結果、技術提案・交渉方式の公募結果等について、市民を対象に報告会を開催。2千人規模で5回開催予定	12,878
市民アンケート	天守閣整備について、無作為に抽出した2万人の市民（18歳以上）を対象にアンケートを実施	9,000
広報なごや特集号	天守閣整備の現状や課題、過去の調査結果、技術提案・交渉方式の公募結果等を市民に広く周知するため、広報なごや特集号（5月予定）を作成し配布	5,000
課題等検討会	天守閣整備にかかる技術的課題等について、学識経験者による検討会を開催 など	3,000
計		29,878

2 名古屋城天守閣整備検討業務委託

市長より平成28年4月当初からの業務着手に向けて事務を進めるよう、指示があった。

3 天守閣整備にかかる今後の想定スケジュール

区 分	内 容
～ 3月20日(日)	意見聴取会
3月21日(月)	
～ 3月27日(日)	意見聴取会
3月28日(月)	
～ 3月31日(木)	優秀提案の選定
4月1日(金)	整備検討業務委託 契約締結
～ 4月3日(日)	
4月4日(月)	議会への報告
～ 4月10日(日)	
4月11日(月)	
～ 4月17日(日)	2万人アンケート発送
4月18日(月)	
～ 4月24日(日)	市民向け報告会
4月25日(月)	
～ 5月1日(日)	2万人アンケート締切
5月2日(月)	
～ 5月8日(日)	2万人アンケート 取りまとめ
5月9日(月)	
～ 5月15日(日)	

4 平成27年度における総務省との起債協議にかかるスケジュール

(1) 第一次協議

区 分	内 容
6月中旬	「起債協議等予定額一覧表」等の提出（名古屋市長→総務大臣）
7月下旬	「地方債同意等予定額」の通知（総務大臣→名古屋市長）
9月上旬	協議等（名古屋市長→総務大臣）
9月末	同意等（総務大臣→名古屋市長）

(2) 第二次協議

区 分	内 容
1月下旬	「起債協議等予定額一覧表」等の提出（名古屋市長→総務大臣）
2月下旬	「地方債同意等予定額」の通知（総務大臣→名古屋市長）
3月上旬	協議等（名古屋市長→総務大臣）
3月中旬	同意等（総務大臣→名古屋市長）

5 天守閣木造復元における建築基準法の適用

(適用の除外)

第3条 この法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。

- (1) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定によつて国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された建築物
- (2) 旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和8年法律第43号）の規定によつて重要美術品等として認定された建築物
- (3) 文化財保護法第182条第2項の条例その他の条例の定めるところにより現状変更の規制及び保存のための措置が講じられている建築物（次号において「保存建築物」という。）であつて、特定行政庁が建築審査会の同意を得て指定したもの
- (4) 第1号若しくは第2号に掲げる建築物又は保存建築物であつたものの原形を再現する建築物で、特定行政庁が建築審査会の同意を得てその原形の再現がやむを得ないと認めたもの